

紀美野町行政事務等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、紀美野町の行政事務等の一部を包括的に委託するにあたり、業務の目的及び内容に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務名

紀美野町行政事務等包括業務委託

(2) 業務内容及び履行場所

「(別紙3) 紀美野町行政事務等包括業務委託仕様書」、 「(別紙4) 業務別特記仕様書」、 「(別紙5) 各種業務別費用負担区分表」、 「(別紙6) 業務委託施設等所在地一覧及び位置図」、 「(別紙7) 貸与備品台帳」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託料上限額

委託料上限額（総額）

278,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳）委託料上限額（年度別）

令和8年度	86,553,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	93,012,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和10年度	98,715,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この委託料上限額は、契約（予定）金額ではなく、業務内容の規模を示すものであり、本業務に係る委託料見積額は、委託料上限額（総額）及び委託料上限額（年度別）をそれぞれ超えない額とすること。

3 参加資格要件

- (1) 令和6・7年度紀美野町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受理された業者で、役務の提供等の営業品目【その他】として登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本プロポーザルの募集開始から契約締結日までの期間において、和歌山県及び紀美野町の指名停止措置を受けていないこと。

4 提供資料等

紀美野町から提供する資料並びに当該資料の交付期間及び入手方法は次のとおりとする。

(1) 提供資料

- ① 紀美野町行政事務等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ② (別紙1) 企画提案書作成等要領
- ③ (別紙2) 紀美野町行政事務等包括業務委託審査基準
- ④ (別紙3) 紀美野町行政事務等包括業務委託仕様書
- ⑤ (別紙4) 業務別特記仕様書
- ⑥ (別紙5) 各種業務別費用負担区分表
- ⑦ (別紙6) 業務委託施設等所在地一覧・位置図
- ⑧ (別紙7) 貸与備品台帳
- ⑨ 参加申込書(様式第1号)
- ⑩ 現場説明会参加申込書(様式第1号の2)
- ⑪ 業務実績書(様式第2号)
- ⑫ 質問書(様式第3号)
- ⑬ 紀美野町行政事務等包括業務委託見積書(様式第4号)
- ⑭ 辞退届(様式第5号)

(2) 交付期間

令和7年10月17日(金)から令和7年11月4日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)のそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までの間、随時交付する。ただし、最終日については、午後5時までとする。

(3) 入手方法

次のいずれかの方法による。

- ①紀美野町公式ホームページからダウンロードする。

※紀美野町公式ホームページアドレス

<https://www.town.kimino.wakayama.jp/>

- ②下記連絡先へ電話により連絡し、その指示を受ける。

紀美野町教育委員会教育課

電話 073-489-5910

(4) その他

紀美野町から提供する資料以外の資料は、事業者が独自に入手すること。

5 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次により関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類等

- ①提出書類 参加申込書（様式第1号）
現場説明会参加申込書（様式第1号の2）
- ②提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）
- ③提出先 〒640-1192
和歌山県海草郡紀美野町動木287番地
紀美野町教育委員会教育課
行政事務等包括業務委託公募型プロポーザル担当宛
- (2) 提出期限 令和7年10月23日（木）午後5時必着
- (3) 現場説明会 日程：令和7年10月24日（金）
場所：紀美野町役場2階2B会議室
※時間については、随時連絡します。
- (4) その他 本プロポーザルへ参加する場合は、現地説明会へ参加すること。

6 企画提案書等

「参加申込書（様式第1号）」を提出した事業者は、「（別紙1）企画提案書作成等要領」に基づき、企画提案書等を作成し、提出するものとする。

7 審査方法等

(1) 審査方法等

- ① 本プロポーザルに係る企画提案書等の審査は、紀美野町職員により構成する「紀美野町行政事務等包括業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行う。
- ② 委員会による審査は、「（別紙2）紀美野町行政事務等包括業務委託審査基準」に基づき、行うものとする。
- ③ 委員会による審査は、プレゼンテーション審査とする。
- ④ 参加事業者が1社の場合であっても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。
- ⑤ 審査結果に対する参加事業者からの異議申立ては、受け付けない。
- ⑥ 審査結果は、企画提案書等を提出したすべての参加事業者に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「（別紙2）紀美野町行政事務等包括業務委託審査基準」に定める審査基準に基づき委員会が行い、評価合計点総計の最も高い参加事業者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価合計点総計が満点（委員数×100点）の60％に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

- ① 審査日時 令和7年11月下旬
- ② 場 所 和歌山県海草郡紀美野町動木287番地
紀美野町役場

※詳細については、参加事業者ごとに別途通知する。

- ③ 順 番 参加申込書の受付順の逆順とする。
- ④ 説明時間 (ア) 企画提案書等の説明時間 30分以内
(イ) 選定委員会委員の質問時間 20分以内
- ⑤ 説明者数 3人以内
- ⑥ 提案説明 プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン及びプロジェクター、大型モニター等を使用した説明は許可する。
- ⑦ そ の 他 プロジェクター、スクリーン、大型モニター、HDMIケーブル等は紀美野町が用意し、その他必要な機器は、提案者が用意するものとする。

8 契約者の決定

最優秀提案者を優先交渉権者として、契約条件等についての協議を行うものとする。
なお、協議は提出された企画提案書等の内容を基本として行い、当該協議により、適宜提案内容を補正し、合意後、再度見積書を徴した上で、契約を締結するものとする。

また、優先交渉権者と協議が調わず、契約の見込みがないとき、又は優先交渉権者が失格事由に該当するときは、プレゼンテーション審査の評価合計点総計が次点の企画提案書等を提出した参加事業者を優先交渉権者として協議を行うものとする。

9 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき
- (2) 企画提案に係る談合、又は企画提案書等の提出書類への虚偽記載などの不正行為があったとき
- (3) 他の参加事業者の企画提案の代理をしたとき
- (4) 2案以上の企画提案書等を提出したとき
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (7) 紀美野町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（令和2年紀美野町告示第28号）第3条に規定する指名停止の措置を受けたとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと紀美野町が認めると

きは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を紀美野町に請求することはできない。

11 参加事業者の辞退

参加事業者が、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに紀美野町教育委員会教育課まで連絡し、「辞退届（様式第5号）」を提出すること。

12 その他留意事項

- (1) 提出できる企画提案書等は、参加事業者1社につき、1案とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用（出張旅費等を含む。）は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 参加事業者より提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 当該業務の実施に当たっては、紀美野町と受託者において企画提案された内容を協議し、実施内容等を決定するものとする。
- (6) 参加事業者は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の履行について、あらかじめ紀美野町の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、紀美野町が本プロポーザルに関する報告及び公表のために必要な場合は、当該参加事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容が無償で使用できるものとする。
- (8) 本プロポーザルに関し提出された書類は、紀美野町情報公開条例（平成18年紀美野町条例第9号）に基づき、公開される場合がある。

13 質問方法等

本プロポーザルに関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

- ①質問方法 質問事項を記載した「質問書（様式第3号）」を電子メール又はFAXにより送付すること。

※電子メール又はFAXが使用できない場合は、電話連絡とすること。

- ②提出先 紀美野町教育委員会教育課
行政事務等包括業務委託公募型プロポーザル担当宛
電 話：073-489-5910 FAX：073-489-2510
e-mail：sogaku@town.kimino.lg.jp

※電子メールの件名は「【プロポ質問】（参加事業者名）」とすること。

- ③受付期限 令和7年11月4日（火）午後5時必着

- ④回答等 すべての参加事業者に対し、令和7年11月10日（月）までに、電子メール又はFAX等により、回答する。なお、質問への回答は、上記4に定

める提供資料の内容等に関する追加又は修正とみなす。

14 スケジュール

内容	受付期間・実施時期
募集要項配付期間	令和7年10月17日(金)～11月4日(火)
参加申込書等の提出期間	令和7年10月17日(金)～10月23日(木)
現場説明会	令和7年10月24日(金)
質問書受付期間	令和7年10月17日(金)～11月4日(火)
質問書に対する回答期限	令和7年11月10日(月)
企画提案書等の提出期間	令和7年10月31日(金)～11月13日(木)
プレゼンテーションの実施及び 審査委員会開催	令和7年11月下旬 予定
選定結果通知	
契約締結	令和7年12月上旬 予定

15 担当課等

紀美野町教育委員会教育課（担当：長峯）

電 話：073-489-5910 F A X：073-489-2510

e-mail：sogaku@town.kimino.lg.jp